

農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査に関する 決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次の通り令和6年農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査に関する関連事務調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 農業委員会中立委員の任命及び説明経過に関する事項
- (2) 議会対応に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び宇陀市議会委員会条例第6条の規定により委員7人で構成する農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

農業委員会中立委員の任命及び説明経過に係る事務調査特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和7年度においては40万円以内とし、令和8年度においては60万円以内とする。

令和7年12月23日

宇陀市議会